

事業名	伝統産業振興対策費		
細事業名	郷土伝統工芸品振興対策費	財務コード	098002
担当部課室	産業労働 部 地域産業振興 課 産業振興 担当 (内線)		4713

事業の概要

実施期間	始期 H7 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(郷土伝統工芸品産地組合等)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 郷土伝統工芸品産地組合等	その対象をどのような状態にして 伝統工芸品産業の振興が図られている	結果、何に結びつけるのか 地域経済の発展
	(補助先) 山梨県郷土伝統工芸品認定要綱第3条の規定により認定されたもののうち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項に基づき、経済産業大臣から指定された伝統的工芸品以外のもの。 (補助率) 1/2以内(ただし、250千円を限度とする) (補助事業の内容) 組合等が行う次の各号に掲げる事業に対し、市町村が補助する事業の経費の一部を補助する事により、伝統工芸品産業の振興を図り、もって県民生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与する事を目的とする。 (1)後継者育成事業 (2)技術・技法の記録収集・保存事業 (3)原材料確保対策事業 (4)需要開拓事業 (5)意匠開発事業 (6)その他振興を図るために必要な事業		
事業の内容 主にH26年度			
根拠法令等	山梨県補助金等交付規則、山梨県郷土伝統工芸品振興対策費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	補助金利用組合等の件数	0	2	0	3	2	活動指標 目標設定の考え方 H25年度は補助金交付決定後、大雪の影響により事業実施できず、H25年以前の実績データを参考に算出。 データの出典等 実績報告書
	活動指標達成率(実績値/目標値)	0%					
成果指標	成果指標達成率(実績値/目標値)	%					成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	決算額又は予算額(千円)うち一財額	0	0	900	900	900	
所要時間(直接分)	2 時間	2 時間	12 時間	12 時間	12 時間		
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	2 時間	2 時間	12 時間	12 時間	12 時間		
人件費コスト単位:千円(@2,048円×所要時間)	4	4	25	25	25		

これまでの事業の見直し・改善状況

--

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H26年度活動指標の達成率		
d	d	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H26年度成果指標の達成率		本補助金は、組合等が行う事業を市町村が補助し、その一部を県が補助する、という仕組みとなっている。H26年度については、各市町村の予算状況により対応する市町村がなかったため、実績なしとなった。H27年度については本補助金利用予定組合等が3団体あり、また各市町村も支援を予定しているため、補助金利用を見込んでいます。
	c	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	H25年度、H26年度については大雪の影響等により、補助金を活用する組合等がなかったが、H24年度まではほぼ毎年活用されている。 また、H27年度の補助金活用を図るため、H26年度中に各市町村に対し「H27年度補助金活用実施意向調査」を行っており、3市町村からは補助金を活用する意思を確認している。 今後については、直接各市町村を訪問して補助金のPRを行うとともに、補助金活用に向けた計画策定を含めた支援等を行い、補助金の有効活用が図れるよう努める。	l,m

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: PRの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	各市町村に対し、補助金のPRや実施要領等の説明を行うとともに、補助金活用に向けた計画策定を含めた支援等を行い、補助金の有効活用が図れるよう努める。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること